

ありがとう割引

(附帯料金表)

令和2年4月1日 実施

四国電力株式会社

ありがとう割引

目 次

本 則	1
1 適 用	1
2 附 帯 種 別	1
3 適 用 範 囲	1
4 契 約 の 成 立	1
5 料 金	1
6 契 約 の 廃 止	2
7 そ の 他	3
附 則	4

本 則

1 適 用

このありがとう割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 附 帯 種 別

この料金表の附帯種別は，ありがとう割引といたします。

3 適 用 範 囲

次の(1)および(2)に定める契約種別（以下「主契約」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

(1) 選択約款

時間帯別電灯，ピークシフト型時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯，スマートeプラン [タイプH] またはスマートeプラン [タイプL]

(2) 料金表

おトクeプラン，ホリデーeプラン，時間帯別eプラン，スマートeプラン [タイプH+] またはスマートeプラン [タイプL+]

4 契 約 の 成 立

この料金表による契約は，お客さまからの主契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 料 金

- (1) この料金表は，主契約の需給開始日が属する月の翌月から起算して12月目の料金に適用し，その翌年以降，毎年，同月分の料金に適用いたしま

す。

- (2) この料金表の適用を受ける月分の料金は、次の算式により算定された金額から(3)のありがとう割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、ありがとう割引額を下回る場合のありがとう割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

主契約の選択約款または料金表 再生可能エネルギー発電促進賦課金
によって料金として算定された金額 として算定された金額

- (3) ありがとう割引額

ありがとう割引額は、次のとおりといたします。

1 契約につき	1,056円00銭
---------	-----------

- (4) 低圧電気供給条件 23（料金等のお知らせおよび請求）(3)の書面発行手数料は、(2)により算定された金額とあわせて支払っていただきます。
- (5) 選択約款における口座振替割引契約の適用を受けている場合は、(2)の算式における主契約の選択約款または料金表によって料金として算定された金額には口座振替割引額を含まないものとし、(2)の算式により算定された金額から(3)のありがとう割引額を差し引き、口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、(2)の算式により算定された金額から(3)のありがとう割引額を差し引いた金額が、口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は(2)の算式により算定された金額から(3)のありがとう割引額を差し引いた金額と同額といたします。

6 契約の廃止

お客さまが、主契約による需給契約を廃止または主契約以外の契約種別に変更した場合は、主契約による需給契約が消滅した日または主契約以外の契約種別に変更した日にこの料金表による契約が消滅するものといたします。

7 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、主契約の選択約款または料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施 期 日

この料金表は，令和2年4月1日から実施いたします。

2 料金についての取扱い

この料金表の適用を受ける際現にありがとう割引の適用を受けている場合は，本則5（料金）(1)にかかわらず，この料金表における主契約の需給開始日は，変更前のありがとう割引によるものといたします。